

只見線受入体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、只見線の全線再開を契機に、地域の機運を醸成するとともに、地域主体による利活用促進を図るため、只見線関連商品の開発や只見線沿線地域の魅力を向上させる事業を実施する事業者等(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者が別表第1に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する別表第2に掲げる経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は、別表第1に定める補助率により算出した額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、只見線受入体制強化事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、知事が必要と認める書類

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重大な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、只見線受入体制強化事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付の決定の通知を受取した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、只見線受入体制強化事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、只見線受入体制強化事業実施状況報告書(第4号様式)を知事が定める日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに只見線受入体制強化事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、只見線受入体制強化事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 領収書又は支払いを証する書類(写)

(3) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあつては写真

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事

業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を只見線受入体制強化事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第 10 条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに只見線受入体制強化事業補助金交付請求書(第8号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第 11 条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳(第9号様式)を備え管理し、第9条及び第13条に定める報告書に添付しなければならない。

5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第 12 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補足)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業	補助対象事業者	実施条件等	対象経費 (※6)	補助率・上限額等
<p>【只見線関連商品開発等事業】 只見線に因んだ新商品の開発※1、 既存商品の改良※2</p>	<p>民間団体(観光協会、商 工会議所、商工会、特定 非営利活動法人など公の 機関でない特定の目的の ために組織された2人以上 の集まりをいう。※4)及び民 間事業者(県内に主たる事 業所を有する者に限る※5) 並びにその他知事が適当 と認める者</p>	<p>① 只見線や只見線沿線の地域資源を活用するなど、只見線のイ メージの向上や情報発信につながり、土産品等として来訪者等 に広く親しまれる商品の開発等であること。 ② 事業実施年度末までに商品化(又は試作品を完成)できるも のであること。 ③ 開発等を行う商品を只見線沿線地域で複数年にわたり継続的 に販売する計画があること。 ④ 製造又は販売に必要な許認可等を得て行うものであること。</p>	<p>報償費、 旅費、 需用費、 役務費、 委託料、 使用料 及び 賃借料</p>	<p>補助率4/5以内 上限額300千円</p>
<p>【只見線沿線地域魅力向上支援事業】 只見線沿線の地域資源(自然環境、文化 等)の磨き上げによる観光コンテンツの充 実・強化、只見線利用者の利便性向上の 取組やおもてなし※3</p>	<p>民間団体(観光協会、商 工会議所、商工会、特定 非営利活動法人など公の 機関でない特定の目的の ために組織された2人以上 の集まりをいう。※4)及び民 間事業者(県内に主たる事 業所を有する者に限る※5) 並びにその他知事が適当 と認める者</p>	<p>① 沿線地域の高付加価値化、誘客の多角化が期待でき、只見線 の魅力向上や利活用の促進につながる取組であること。 ② 補助事業の主たる内容が施設整備等のハード整備でないこ と。 ③ 関係機関との連携など事業の実施体制が整っていること。 ④ 事業実施年度末までに実施(実証事業を含む。)できるもの であること。 ⑤ 複数年にわたり継続的に実施する計画があり、単年度のイベ ント事業でないこと。 ⑥ 事業実施に必要な許認可等を得て行うものであること。</p>	<p>報償費、 旅費、 需用費、 役務費、 委託料、 使用料 及び 賃借料</p>	<p>支援期間は1年 限りとする。</p>

※1 新たな又は既存の技術等を活かし、従来にない商品を開発することをいう。

※2 原材料、製造方法、パッケージ等を改良し、改良前のものと差別化を図ることをいう。

※3 来訪者に対して沿線地域ならではの受入対応を行うことをいう。

※4 政治活動や宗教活動、暴力的不法行為等を行うことを主たる目的として設立されたものを除く。

※5 個人事業主の場合、所得税法第143条の青色申告の承認を受けた者に限る。

※6 補助対象経費の詳細は別表第2のとおりとする。

別表第2

補助対象経費一覧

経費区分	内容
報償費	役務の提供等によって受けた利益に対する代償 例:技術習得のために、講師を依頼した場合の講師に対する謝金
旅費	業務遂行のために出張した場合の交通費、宿泊料の実費額、高速通行料金 対象外:従業員の出張日当、自動車の燃料費、交通系ICカードのチャージ代等
需用費	消耗品費、印刷費、パンフレット作成、パッケージ作成、商品開発に係るサンプル品の原材料費 対象外:デジカメ、使用目的が証明できないコピー代等
役務費	輸送費、郵便代、広告料、手数料(品質検査、クリーニング代等) 対象外:振込手数料、租税公課(印紙、証紙)、通話料、保険料等
委託料	特殊な技術、設備を必要とし、あるいは高度の専門的知識を必要とする業務を他の者に委託して実施させた場合の経費 例:デザイン料、ホームページ作成・改良(対象事業に係る分のみ)
使用料及び賃借料	賃借料(建物、備品、機械等の借上げ料及び施設使用料) 対象外:取引によって発生するロイヤリティ等

※ 上記の経費のうち、事業の執行に当たり必要なものに限る。

※ 実費の確認が困難な経費(按分できない経費)は、補助対象外。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所
事業者名
代表者職・氏名
担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業補助金交付申請書
年度只見線受入体制強化事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的及び内容(別紙事業計画書のとおり)
- 3 補助金交付申請額 円

(別紙) 事業計画書

令和 年 月 日

団体名	※組織名簿、団体規約・会則等を添付		
代表者名 (担当者名)	()	連絡先	※電話番号、メールアドレス

事業名			
補助事業区分 (いずれかに○)	①只見線関連商品開発等事業 ②只見線沿線地域魅力向上支援事業		
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
事業実施体制	※商品開発や事業実施に当たり連携する機関等も記入してください。		
事業内容	※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どのような内容（商品開発等の場合は開発等する商品、使用する地域資源など）の事業を、どのような方法で行うのかなど、具体的に記載してください。		
事業効果等	※只見線のイメージ向上や情報発信、利活用の促進など期待される効果等を記入してください。		
実施スケジュール	※事業期間内のスケジュールを時系列で記入してください。		
事業費	事業費（単位：円）		
	財源内訳	県補助金	
		自己財源	
		借入金	
その他			
事業継続性	※補助金受給年度後、どのような事業展開（商品開発等の場合、販売箇所・方法などの販売計画）を計画しているか記入してください。		
その他	※事業実施に当たり必要となる許認可等があれば記入してください。		

収支予算書

事業名： _____

1 収入

(単位：円)

科目	当初予算額	内 訳
県補助金		
自己財源		
借入金		
その他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

科目 節	細 節	当初予算額	内 訳
報償費			
委託料			
使用料及び賃借料			
旅費			
役務費	輸送費		
	郵便代		
	手数料		
需用費	消耗品費		
	印刷費		
	原材料費		
合 計			

注意：収支予算書の作成については、只見線受入体制強化事業補助金交付要綱別表第2に基づき作成してください。

単年度の収支計画について記載してください。
事業費の繰越しはできないため、必ず収入＝支出となります。
経費区分はあくまでも一例です。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所

事業者名

代表者職・氏名

担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業変更(中止・廃止)承認申請書

下記により 年度只見線受入体制強化事業の事業計画を変更(中止・廃止)したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号〔第2号〕の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 事業名

2 補助金の交付決定年月日及び番号

3 変更(中止・廃止)の理由

4 変更(中止・廃止)の内容

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所

事業者名

代表者職・氏名

担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった

年度只見線受入体制強化事業補助金について、下記のとおり概算払により交付してくだ
さるよう請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 円

3 概算払を請求する理由

福島県知事

住 所
事業者名
代表者職・氏名
担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業実施状況報告書

年度只見線受入体制強化事業の遂行状況について、只見線受入体制強化事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の経過

(1) 収入内訳

(単位:円)

区 分	予算額a	決算見込額		増減 a-b-c	摘要
		収入済額b	収入予定額c		
事業収入					
自己資金					
借入金					
その他					
県補助金					
計					

(2) 支出内訳

(単位:円)

区 分	予算額d	決算見込額		増減 d-e-f	摘要
		支出済額e	支出予定額f		
補助対象外経費					
計					

3 実施状況

ほぼ計画どおり進んでいる。 一部計画の変更がある。

(具体的に)

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所

事業者名

代表者職・氏名

担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業完了報告書

年度只見線受入体制強化事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事 業 名	
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所
事業者名
代表者職・氏名
担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業実績報告書

年度において、下記のとおり只見線受入体制強化事業を実施したので、只見線受入体制強化事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所

事業者名

代表者職・氏名

担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこの事業について、只見線受入体制強化事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額(A)	円
消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額(B)	円
補助金返還相当額(B) - (A)	円

注1 参考となる資料を添付すること。

2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所
事業者名
代表者職・氏名
担当者名・連絡先

只見線受入体制強化事業補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった

年度只見線受入体制強化事業補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業名	
事業費	円
交付決定額 (A) 又は交付確定額	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (D)	円

注 用紙の大きさは、A列4番とすること

取得財産管理台帳

区分	財産名	仕様	数量	単価 (円)	取得金額 (円)	うち補助 相当額 (円)	補助率	取得 年月日	処分制限期間		施設箇所 又は 設置場所 又は 保管場所	備 考
									耐用 年数	処分制限 年月日		

注1 区分については、取得した財産が不動産及びその従物の場合は「不動産」、50万円以上の機械、器具、その他備品の場合は「備品」と記載してください。

2 財産名については、取得した財産の名称を記載してください。

3 仕様については、規格や機種、規模(大きさ、長さ)など特徴を記載してください。

4 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合には区別して記載してください。

5 うち補助相当額については、取得金額に事業終了時に確定した補助率(補助対象経費に占める補助金の割合)を乗じた金額を記載してください。

6 取得年月日については、工事等の完了確認をした年月日もしくは納入年月日を記載してください。

7 耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を記載してください。

8 処分制限年月日については、要綱第11条第1項に定める期間を記載してください。

9 当該財産の処分等にあたって補助金の返還を必要とする場合は、残存価格をもとに返還額を算定することとする。

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所
事業者名
代表者職・氏名
担当者名・連絡先

取得財産処分承認申請書

年度只見線受入体制強化事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 財産名

2 取得金額 円(円)

3 取得年月日 年 月 日

4 処分の方法

5 処分の理由

6 処分予定価格(有償による処分の場合のみ) 円

7 処分予定時期 年 月 日

8 残存価格 円

注1 取得財産管理台帳、施設(設置)位置図、現況写真のほか、別に指示する資料を添付のこと。

2 用紙の大きさは、A列4番とすること。